

○厚生労働省令第百五十九号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令を次のように定める。

平成二十八年十月五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令

## 目次

第一章 厚生労働省関係省令の整備等（第一条―第五条）

第二章 経過措置（第六条・第七条）

附則

第一章 厚生労働省関係省令の整備等

(確定拠出年金法施行規則の一部改正)

第一条 確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十二条」の下に「・第二十二条の二」を加える。

第二条第一項中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第三条第一項第二号口中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項第三号中「第七十条第二項第二号」を削り、同項第六号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第四条第一項第一号口中「個人別管理資産額」の下に「(当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)」を加え、同号ハ中「個人別管理資産」の下に「(当該企業型年金に係るものに限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第四条の二の次に次の二条を加える。

(企業型年金規約の閲覧)

第四条の三 企業型年金規約の内容が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって

認識することができない方法をいう。第二十一条を除き、以下同じ。）により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして備え置かれるときは、当該記録の備置きをもつて法第四条第四項の企業型年金規約の備置きに代えることができる。この場合において、事業主は、当該記録が滅失し、又は損傷することを防止するために必要な措置を講じなければならぬ。

（連合会への通知事項）

第四条の四 法第四条第五項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三条第三項第七号の三に掲げる事項を定めた規約について同条第一項の承認を受けた事業主の  
名称及び住所

二 厚生労働大臣が法第三条第一項の承認をした年月日及びその承認を受けた規約に基づく企業型年金  
を実施する年月日

三 前二号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

2 前項の規定は、法第五条第一項の変更の承認の申請について準用する。

第五条第一項第一号中「（事業主の増加に係る場合を除く。）」を削り、同項第二号中「（実施事業所又は船舶所有者の増加に係る場合を除く。）」を削り、同項第十一号中「及び第七号の二」を「から第七号の三まで」に改め、同条第二項第一号中「減少」を「増加及び減少」に改め、同項第二号中「船舶所有者の減少」を「船舶の増加及び減少」に改める。

第六条第一項第一号ロ、第五号及び第六号並びに第七条第一項第二号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改め、同項に次の三号を加える。

三 事業主の増加に係る場合は、当該増加する事業主が厚生年金適用事業所の事業主に該当することを明らかにする書類

四 実施事業所又は船舶の増加に係る場合は、当該増加する実施事業所又は船舶が厚生年金適用事業所に該当することを明らかにする書類

五 事業主又は実施事業所若しくは船舶の増加に係る場合は、第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは過半数代表者と事業主との間の協議の経緯を明らかにする書類

第十一条第十項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十二号及び第十三号」に改める。

第十五条第一項各号列記以外の部分中「事項は、」の下に「当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る」を加え、同項第三号中「企業型年金加入者等が、他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であった」を「法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われた」に改め、「年月日」の下に「並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項」を加え、同項第十一号を削り、同項第十二号中「算入された期間」の下に「並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項に次の四号を加える。

十四 第二十二條の二第四項の規定により提供された記録の内容

十五 第六十九條の二第五項の規定により提供された記録の内容

十六 第七十條第四項の規定により提供された記録の内容

十七 第七十条第五項の規定により通知された内容

第十五条第四項中「（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。以下同じ。）」を削る。

第二十一条の見出し中「通知事項」を「通知事項等」に改め、同条に次の一号を加える。

十 第十五条第一項第二号及び第三号（他の企業型年金の企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等の資格の取得及び喪失の年月日に係る部分に限る。）に掲げる事項並びに今期日における法第三十三条第一項の通算加入者等期間（当該企業型記録関連運営管理機関等が行う記録関連業務に係る部分に限る。）

第二十一条に次の五項を加える。

2 法第二十七条の規定による通知は、書面により行うものとする。

3 企業型記録関連運営管理機関等は、前項の規定による書面による通知に代えて、当該企業型年金加入者等の承諾を得て、第一項に掲げる通知すべき事項を次に掲げる方法（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。

一 電子情報処理組織（企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と、企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用ずる方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機と企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面により通知すべき事項を電気通信回線を通じて企業型年金加入者等の閲覧に供し、当該企業型年金加入者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（第五項の規定による承諾又は第六項の規定による申出をする場合にあつては、企業型記録関連運営管理機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク等をもって調製するファイルに書面により通知すべき事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、企業型年金加入者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができらるものでなければならない。

5 企業型記録関連運営管理機関等は、第三項の規定により第一項に掲げる通知すべき事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該企業型年金加入者等に対し、第三項に掲げる電磁的方法のうち当該企業型記録関連運営管理機関等が使用するもの及びファイルへの記録の方式を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 前項の規定により企業型年金加入者等の承諾を得た企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型年金加入者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該企業型年金加入者等に対し、第一項に掲げる通知すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該企業型年金加入者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第一章第五節中第二十二條の次に次の一條を加える。

(老齡給付金の裁定の請求等)

第二十二條の二 法第三十三條第一項の規定による老齡給付金の支給の請求は、次の各号に掲げる事項を



記載した請求書を企業型記録関連運営管理機関等に提出することによって行うものとする。

一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号

二 前号に掲げるもののほか、企業型年金規約で定める事項

2 前項の請求書には、戸籍の謄本若しくは抄本又は生年月日に関する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長。以下同じ。）の証明書その他の生年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 法第三十三条第一項の規定による老齢給付金の支給の請求（同項各号に掲げる者のうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものからの請求に限る。）を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等（企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）又は連合会に対し、当該各号に掲げる事項を内容とする当該老齢給付金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十七号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十六号に掲

げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

4 前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供するものとする。

第二十五条第二号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に改める。

第二十六条第一項に次の四号を加える。

六 第二十二条の二第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

七 第六十九条の二第五項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

八 第七十条第四項の規定により提供した記録の内容を記録した書面

九 第七十条第五項の規定により通知した内容を記録した書面

第三十三条中「、「個人型年金規約」を「「個人型年金規約」と、「当該企業型年金」とあるのは「当該個人型年金」に改める。

第三十八条を次のように改める。

## 第三十八条 削除

第三十九条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 法第六十二条第一項第三号に掲げる者にあつては、掛金納付の方法

第三十九条第二項第二号ハ中「にあつては申出者が」を「にあつては申出者に係る」に、「資格を有しておらず、かつ、第三十八条各号に掲げるものでないこと」を「資格の有無（企業型年金加入者の資格を有している場合には、令第七条第一項第二号に規定する個人型年金同時加入可能者又は令第十一条第一号に規定する個人型年金同時加入制限者のいずれに該当するかの別を含む。）」に改め、同号ニ中「申出者が」を「、申出者に係る」に、「資格を有していないこと」を「資格の有無」に改め、同号ホ中「第二条第一項第六号」を「第二条第一項第七号」に、「申出者が」を「、申出者に係る」に、「資格を有しないこと」を「資格の有無」に改め、同号ヘ中「第十四条第一項各号に掲げる」を「第十四条第一項に規定する」に、「申出者が」を「、申出者に係る」に、「資格を有しないこと」を「資格の有無」に改め、同号トを同号チとし、同号への次に次のように加える。

ト 申出者が石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第六条に規定する事業主に使用

される者であるときは、申出者に係る石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員の資格の有無についての事業主の証明書

第四十五条第一項中「第二号加入者」の下に「（個人型年金加入者であつて、法第六十二条第一項第二号に掲げるものをいう。以下同じ。）」を加え、「の取得」を削り、同項に次の一号を加える。

五 石炭鉱業年金基金に係る坑内員又は坑外員

第四十五条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第二号加入者は、前項各号に掲げる資格を取得したとき又は喪失したときは、十四日以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 氏名、性別、住所、生年月日及び基礎年金番号

二 取得又は喪失した当該資格の名称

三 当該資格を取得又は喪失した年月日

第四十八条第一項各号列記以外の部分中「国民年金法第七条第一項に規定する第一号被保険者（以下「

第一号被保険者」という。)を「第二号被保険者又は第三号被保険者(国民年金法第七条第一項第三号に規定する第三号被保険者をいう。以下この条において同じ。)」に、「第二号被保険者」を「第一号被保険者(同項第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。)」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 国民年金基金の加入員にあつては、国民年金基金の名称、加入員番号及び毎月の掛金の額

第四十八条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 付加保険料を納付する者として機構に申し出た場合にあつては、その旨

第四十八条第二項各号列記以外の部分中「第二号被保険者」を「第一号被保険者又は第三号被保険者」に、「第一号被保険者」を「第二号被保険者」に改め、同項第二号を次のように改める。

## 二 掛金納付の方法

第四十八条第二項第三号を削り、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一号被保険者又は第二号被保険者である個人型年金加入者は、第三号被保険者となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届出書を連合会に提出するものとする。

一 前項第一号に掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、個人型年金規約で定める事項

第五十五条に次の二号を加える。

八 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

九 第七十条第五項の規定により通知された内容

第五十六条第一項各号列記以外の部分中「事項は、」の下に「当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る」を加え、同項第三号中「個人型年金加入者等が、企業型年金加入者等又は個人型年金加入者等であった」を「法第四章の規定により他の企業型年金又は個人型年金から個人別管理資産の移換が行われた」に改め、「年月日」の下に「並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項」を加え、同項第十一号を削り、同項第十二号中「算入された期間」の下に「並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月」を加え、同号を同項第十一号とし、同項

第十三号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項に次の三号を加える。

十四 第五十九条において準用する第二十二條の二第四項の規定により提供された記録の内容

十五 第七十条第四項の規定により提供された記録の内容

十六 第七十条第五項の規定により通知された内容

第五十九条第一項中「個人型年金加入者」を「個人型年金加入者」に改め、「個人型年金規約」と「の下に」、「第十五条第一項第二号及び第三号」とあるのは「第五十六条第一項第二号及び第三号」と、第二十二條の二中「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型年金規約」とあるのは「個人型年金規約」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関」と、「企業型記録関連運営管理機関等」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関等以外」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関以外」とを加える。

第六十二条第二項中「法」という。）を「法」に改める。

第六十九条第一項中「受給権者」を「企業型年金運用指図者であつて当該企業型年金に個人別管理資産



があるもの」に、「受給権を裁定した者」を「企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等」に改め、同項第二号中「個人型年金加入者が死亡した場合にあつては、」を削り、同条第二項中「個人型年金加入者又は受給権者」を「企業型年金運用指図者、個人型年金加入者、個人型年金運用指図者又は連合会移換者（当該企業型年金又は個人型年金に個人別管理資産がある者に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 企業型年金加入者であつた者であつて、その個人別管理資産が法第八十条から第八十三条までの規定により移換されなかつたもの（当該企業型年金の企業型年金運用指図者を除く。以下この項において「移換待機者」という。）が死亡したときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者は、十日以内に、その旨を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等に届け出なければならない。この場合において、移換待機者の死亡の届出については、前二項の規定を準用する。

第六十九条の二第一項第一号中「及び生年月日」を「生年月日及び基礎年金番号」に改め、同条第二項中「（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長又は総合区長。次条第二項第一号において同じ。）」を削り、同条

に次の四項を加える。

4 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等は、次の各号に掲げる当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに令第五十九条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号及び第二号に掲げる事項並びに令第五十九条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

5 前項の規定により記録の提供を求められた当該企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等は、当該記録の提供を求める企業型記録関連運営管理機関等に対し、求められた記録を提供す

るものとする。

6 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、二以上の個人別管理資産を有する者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「個人型年金運用指図者期間」とあるのは、「個人型年金運用指図者期間（これらの期間のうち、当該脱退一時金の請求に関する個人別管理資産に係る期間に限る。）」とする。

7 法附則第二条の二第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者又は法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第二条の二第四項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。）」と、「個人型年金加入者期間」とあるのは「個人型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規

定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。」とする。

第七十条第二項ただし書を削り、同項第二号を次のように改める。

二 法第六十二条第一項第一号に規定する保険料免除者であることを証する書類

第七十条第二項第三号を削り、同条に次の四項を加える。

3 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の支給の請求を受けた個人型記録関連運営管理機関又は

連合会は、次の各号に掲げる当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会に対し、必要に応じて、当該各号に掲げる事項を内容とする当該脱退一時金の裁定に必要な記録の提供を求めるものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当

該者に係る第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第四号（過去に抛出された各月ごとの事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の有無に関する部分に限る。）、

第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）第四号（過去に拠出された各月ごとの掛金の有無に関する部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二の規定による脱退一時金の支給の実績及び障害給付金の受給権の有無に関する部分に限る。）及び第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）に掲げる事項並びに令第六十条第一項の規定に基づき算定した個人別管理資産額その他当該脱退一時金の裁定に必要な

## 記録に関する事項

4 前項の規定により記録の提供を求められた当該個人型記録関連運営管理機関又は連合会以外の記録関連運営管理機関等又は連合会は、当該記録の提供を求める個人型記録関連運営管理機関又は連合会に対し、求められた記録を提供するものとする。

5 法附則第三条第二項の規定に基づき脱退一時金の裁定を行った個人型記録関連運営管理機関又は連合会は、第三項の規定により提供された記録に基づいて脱退一時金の裁定を行った場合は、当該記録の提供をした当該記録関連運営管理機関等又は連合会に対して脱退一時金を支給した日を通知するものとする。

6 法附則第三条第一項の規定による脱退一時金の請求をする者のうち、法第五十四条第二項及び法第五十四条の二第二項の規定により法第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者又は法第七十四条の二第二項の規定により算入された法第七十三条の規定により準用する法第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者に係る法附則第三条第五項の規定の適用については、同項中「企業型年金加入者期間」とあるのは「企業型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第

五十四条第二項及び第五十四条の二第二項の規定により第三十三条第一項の通算加入者等期間に算入された期間がある者にあつては、当該期間を含む。」と、「個人型年金加入者期間」とあるのは「個人型年金加入者期間（当該脱退一時金の支給を受けた月の前月までに第七十四条の二第二項の規定により算入された第七十三条の規定により準用する第三十三条第一項の通算加入者等期間がある者にあつては、当該期間を含む。）」とする。

様式第一号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に、「法第2条第6項に規定する者」を「法第3条第1項に規定する第一号等厚生年金被保険者」に、「地方厚生」を「厚生」に改める。

様式第二号から様式第四号まで中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に、「法第2条第6項に規定する者」を「法第3条第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者」に、「地方厚生」を「厚生」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「厚生年金保険の被保険者」を「第一号等厚生年金被保険者」に、「法第2条第6項に規定する者」を「法第3条第1項又は第3項第6号に規定する第一号等厚生年金被保険者」

に、「地方厚生」を「厚生」に改める。

様式第八号を次のように改正する。





様式第八号（第二十七条第二項関係）

年 月 日

厚生（支）局長 殿

承認番号  
厚生年金適用事業所の名称  
所在地  
事業主名  
住所

印

企業型年金の事業主に係る運営管理業務報告書

確定拠出年金法第五十条の規定により、別添のとおり業務報告書を提出します。

（日本工業規格A列4番）

（備考）

1. 「承認番号」とは、企業型年金の承認ごとに厚生局長及び厚生支局長が発行した承認番号をいう。
2. 「厚生（支）局長」は、企業型年金を実施する厚生年金適用事業所の事業主（二以上の厚生年金適用事業所の事業主が一の企業型年金を実施する場合にあっては、その一の代表）の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長又は地方厚生支局長の名称を記載するものとする。

企業型年金事業主運営管理業務報告書

承認番号	
厚生年金適用事業所名	
事業主名	
（ 事業年度） 年 月 日から 年 月 日まで	

1. 事業主が担当する企業型年金加入者等の人数の状況

①法第2条第7項第1号イに係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
②法第2条第7項第1号ロに係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
③法第2条第7項第1号ハに係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)
④法第2条第7項第2号に係る業務			
企業型年金加入者数	名 (男	名、女	名)
企業型年金運用指図者数	名 (男	名、女	名)
合計	名 (男	名、女	名)

(備考)

- ①、②及び④については、事業年度末時点のものを記載すること。
- ③については、事業年度中に給付を受ける権利の裁定を行った者の総数を記載すること。

(法第2条第7項第1号イに係る業務の実施状況)

2. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者に係る掛金の状況

	掛金額区分	掛金総額	平均掛金額
男	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
女	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円
計	事業主掛金額	円	円
	企業型年金加入者掛金額	円	円
	合計	円	円

3. 事業主が法第2条第7項第1号イの業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の状況

運用商品名	企業型年金加入者等数	個人別管理資産総額	運用の方法の種類	元本確保の運用の方法	株券等
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円			
	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円			
合計	企業型年金加入者数 人 企業型年金運用指図者数 人 合計 人	円 円 円	—	—	—

(備考)

1. 事業年度末の状況について記載すること。
2. 「運用の方法の種類」の欄については、令第15条第1項各号に掲げる運用の方法に応じ、該当する号番号を記載すること。
3. 「元本確保の運用の方法」の欄については、当該運用の方法が令第16条に規定する運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。
4. 「株券等」の欄については、当該運用の方法が令第15条第1項第2号ハ又は同項第3号カからナまでに掲げる運用の方法に該当する場合には○印を記載すること。

4. 給付の状況

給付		事業年度末の受給者数（うち本年度の新規受給者数）		支給総額（うち新規受給者への支給額）
老齢給付金	年金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
	一時金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
障害給付金	年金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
	一時金	男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
死亡一時金		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
脱退一時金		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）
計		男女計	人（人） 人（人） 人（人）	円（円） 円（円） 円（円）

(法第2条第7項第1号ロに係る業務の実施状況)

5. 事業主が法第2条第7項第1号ロに係る業務を担当する企業型年金加入者等が行った運用の指図の内容についての資産管理機関への通知の件数

	資産管理機関への通知	
企業型年金加入者	男 女 計	件 件 件
企業型年金運用指図者	男 女 計	件 件 件

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第1号ハに係る業務の実施状況)

6. 事業主が行った法第2条第7項第1号ハの給付を受ける権利の裁定の件数

老 齢 給 付 金	障 害 給 付 金	死 亡 一 時 金	脱 退 一 時 金
男 女 計	男 女 計	男 女 計	男 女 計

(備考) 当該事業年度の実績を記載すること。

(法第2条第7項第2号に係る業務の実施状況)

7. 報告者が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の選定及び提示の状況

運用方法数	第1号運用方法	第2号運用方法	第3号運用方法

(備考)

1. 「第1号運用方法」とは選定及び提示している運用方法のうち令第16条に規定する運用の方法の数を、「第2号運用方法」とは第1号運用方法及び第3号運用方法以外の運用の方法の数を、「第3号運用方法」とは令第15条第1項第3号カからナまでに掲げる運用の方法の数をいう。
2. 加入者等に係る運用の方法の選定及び提示については、加入者等に対して選定及び提示している一の運用方法群ごとに記載すること。
3. 企業型年金加入者等に提示した運用の方法を変更し、運用方法数、第1号運用方法数、第2号運用方法数又は第3号運用方法数が異なることとなった場合は、変更前の運用方法数と変更後の運用方法数をそれぞれ記載すること。
4. 提示した運用の方法の数の少ない順に記入すること。

8. 事業主が法第2条第7項第2号に係る業務を担当する企業型年金加入者等に係る運用の方法の情報提供の内容

運用の方法名	情報提供の内容の概要	情報提供の回数

(備考)

1. 「情報提供の内容の概要」は、報告者が選定・提示した運用商品ごとに企業型年金加入者等に対して行った情報提供の内容を簡潔に記載すること。
2. 「情報提供の回数」は、当該事業年度において、企業型年金加入者等に対し情報提供を行った回数を記載すること。

(法第83条第2項の規定による通知の状況)

9. 事業主が法第83条第2項の規定により行った通知（個人別管理資産が連合会に移換された者への通知）の件数等

件数	移換金額
人	円

(備考) 当該事業年度内に法第83条第1項の規定により個人別管理資産が連合会へ移換された者への同条第2項の規定による通知の実績を記載すること。

10. 年齢及び掛金総額（事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の総額）ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							

③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金総額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 事業年度末の状況について記載すること。

11. 年齢及び事業主掛金額ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～40,000円							
40,001円～45,999円							
46,000円							
46,001円～50,999円							
51,000円							
51,001円～54,999円							
55,000円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～22,999円							
23,000円							
23,001円～25,499円							
25,500円							
25,501円～27,499円							
27,500円							
人数計							



③個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第3号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～30,000円							
30,001円～34,999円							
35,000円							
人数計							

④個人型年金同時加入可能者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第4号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～15,499円							
15,500円							
人数計							

（備考）

- ③及び④は法第3条第3項第7号の3に掲げる事項を企業型年金規約に定めている場合に限り記載すること。
- 事業年度末の状況について記載すること。

12. 年齢及び企業型年金加入者掛金ごとの企業型年金加入者の人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～20,000円							
20,001円～25,000円							
25,001円～25,500円							
25,501円～27,500円							
人数計							

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

年齢区分 掛金額 区分（月額）	～20歳	21歳～ 30歳	31歳～ 40歳	41歳～ 50歳	51歳～ 60歳	61歳～	人数計
0円							
1円～ 5,000円							
5,001円～10,000円							
10,001円～12,750円							
12,751円～13,750円							
人数計							

（備考）

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 事業年度末の状況について記載すること。

13. 事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の額ごとの人数の状況

①個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者以外のもの（令第11条第1号に該当する者）

		加入者掛金					
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 20,000円	20,001円～ 27,499円	27,500円
事業主掛金	0円						
	1円～ 5,000円						
	5,001円～10,000円						
	10,001円～20,000円						
	20,001円～27,499円						
	27,500円						
	27,501円～30,000円						
	30,001円～40,000円						
	40,001円～50,000円						
	50,001円～55,000円						

②個人型年金同時加入制限者であって、他制度加入者であるもの（令第11条第2号に該当する者）

		加入者掛金				
		0円	1円～ 5,000円	5,001円～ 10,000円	10,001円～ 13,749円	13,750円
事業主掛金	0円					
	1円～ 5,000円					
	5,001円～10,000円					
	10,001円～13,749円					
	13,750円					
	13,751円～20,000円					
	20,001円～27,500円					

(備考)

1. 企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。
2. 事業年度末の状況について記載すること。

(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正)

第二条 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第二十号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の上欄に掲げる改正前確定拠出年金法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第三項に次の表を加える。

第三条第一項第六号	被用者年金被保険者等
	第一号等厚生年金被保険者(確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第十六号)第二条の規定による改正後の法第二条第六項に規定する「第一号等厚生年金被保険者



<p>第五十六条第一項第十二号</p>	<p>算入された期間</p>	<p>算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月</p>	<p>第十五条第一項第十二号</p>	<p>法第五十四条の二第一項</p>	<p>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十八条第三項の規定により読み替えられた法第五十四条の二第一項</p> <p>算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月</p> <p>事項（当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る事項に限る。）</p>
---------------------	----------------	---------------------------------------	--------------------	--------------------	--

第四十八条第二項の表に次のように加える。

	事項	事項（当該個人型記録関連運営管理機関の行う記録関連業務に係る事項に限る。）
--	----	---------------------------------------

（国民年金基金規則の一部改正）

第三条 国民年金基金規則（平成二年厚生省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」の下に「・第三十五条の二」を加える。

第五条の次に次の六条を加える。

（吸収合併の認可の申請）

第五条の二 法第三百三十七条の三第一項の規定による吸収合併の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

- 一 吸収合併をしようとする基金の名称及び加入員数
  - 二 吸収合併存続基金の名称
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
- 一 吸収合併契約書の写し

二 認可の申請前一月以内現在における吸収合併をしようとする基金の財産目録及び貸借対照表並びに責任準備金の額の明細を示した書類

三 法第三百三十七条の三の三の議決をした代議員会の議事録

3 吸収合併存続基金については、吸収合併に伴う規約変更の認可の申請は、吸収合併の認可の申請と同時に行わなければならない。

(法第三百三十七条の三の二の厚生労働省令で定める事項)

第五条の三 法第三百三十七条の三の二の厚生労働省令で定める事項は、吸収合併が効力を発生する予定年月日とする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の四 法第三百三十七条の三の四第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

(吸収分割の認可の申請)



第五条の五 法第三百三十七条の三の七第一項の規定による吸収分割の認可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一 吸収分割をしようとする基金の名称

二 吸収分割承継基金の名称及びその加入員となる者の数

三 吸収分割承継基金が承継する権利義務の限度

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 吸収分割契約書の写し

二 認可の申請前一月以内現在における吸収分割をしようとする基金の財産目録及び貸借対照表並びに責任準備金の額の明細を示した書類

三 法第三百三十七条の三の九の議決をした代議員会の議事録

3 吸収分割承継基金については、吸収分割に伴う規約変更の認可の申請は、吸収分割の認可の申請と同時に行わなければならない。

(法第三百三十七条の三の八第三号の厚生労働省令で定める事項)

第五条の六 法第三百三十七条の三の八第三号の厚生労働省令で定める事項は、吸収分割が効力を発生する  
予定年月日とする。

(財産目録及び貸借対照表の閲覧の方法)

第五条の七 法第三百三十七条の三の十第二項の規定による書類の閲覧は、書面又は電磁的記録の当該ファイル若しくは磁気ディスクに記録されている事項を紙面若しくは当該事務所に設置された入出力装置の映像面に表示する方法により行うものとする。

第六条に次の二項を加える。

- 2 第五条の二第一項の申請は、吸収合併存続基金を管轄する地方厚生局長等を経由して行うものとする。
- 3 第五条の五第一項の申請は、吸収分割承継基金を管轄する地方厚生局長等を経由して行うものとする。  
第七条第二項第三号中「みなされる者」の下に「(同条第一項第二号に掲げる者に限る。)」を加え、  
「同条第一項第二号」を「同号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(在外邦人による加入の申出)

第七条の二 法附則第五条第十三項の規定による申出は、前条第一項各号に掲げる事項を記載した申出書

を、法附則第五条第一項の規定による被保険者（同項第三号に掲げる者に限る。）が、住所を有していた地区に係る地域型基金又はその者が加入していた職能型基金に提出することによって行わなければならない。

2 前項の申出書には、次の各号に規定する書類を添えなければならない。

一 前条第二項第二号に掲げる書類

二 法附則第五条第一項第三号に掲げる者であることを明らかにすることができる書類

第二十二條第一項に次の一号を加える。

七 法第五十二條の二の死亡一時金の支給を受け、又は受けようとする場合はその旨

第二十二條第二項に次の一号を加える。

五 法第五十二條の二の死亡一時金の支給を受けている場合にあつては、当該死亡一時金の支給を受けていることを明らかにすることができる書類

第一章第六節中第三十五條の次に次の一条を加える。

（年金の過誤払による返還金債権への充当）

第三十五条の二 法第三百三十三条において準用する法第二十一条の二の規定による基金が支給する年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権への充当は、基金が支給する年金の受給権者の死亡を支給事由とする基金が支給する一時金の受給権者が、当該年金の受給権者の死亡に伴う当該年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者である場合に行うことができる。

第三十九条第二項中「みなされた者」の下に「（同条第一項第二号に掲げる者に限る。）」を加え、同条に次の一項を加える。

3 基金は、法附則第五条第十二項の規定により第一号被保険者とみなされた者（同条第一項第三号に掲げる者に限る。）が初めて当該基金の加入員の資格を取得した場合には、加入員番号を定めた後、第一項各号に掲げる事項を記載した加入員証を作成して加入員に交付しなければならない。

第六十三条第一項の表第三十五条の項中「第三十五条」の下に「及び第三十五条の二」を加え、同条第二項の表第三十五条の項の次に次のように加える。

第三十五条の二	法第三百三十三条	法第三百二十七条の二十一第一項
---------	----------	-----------------

第六十四条第一号中「四号」を「第四号」に改め、同条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 第五条の二第二項第二号に規定する責任準備金の額の明細を示した書類

三の三 第五条の五第二項第二号に規定する責任準備金の額の明細を示した書類

第六十四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第六十六条第一項中「掲げる権限」の下に「（法第三百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とした地域型基金に係る権限については第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに掲げる権限）」を加える。

（国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令の一部改正）

第四条 国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成三年厚生省令第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、国民年金法（以下「法」という。）第三百三十七条の三の規定による吸収合併によりその地区を全国とする地域型基金は、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第五条第二号中「国民年金法（以下「法」という。）」を「法」に改める。

第八条の見出し中「認可」を「届出」に改め、同条第一項中「予算の認可を受けようとする」を「予算を届け出る」に、「申請書」を「届書」に改め、同条第三項中「規定により」を「規定による」に、「認可を受けようとするとき」を「届出」に、「申請書」を「届書」に改め、同条第四項中「申請書」を「届書」に改め、同条第五項中「認可の申請は」を「届出は」に改め、同条に次の二項を加える。

6 法第三百三十七条の三の規定による吸収合併が行われる場合における法第三百三十七条の三の二に規定する吸収合併存続基金の当該吸収合併の効力が発生する日の属する年度の予算の届出又は予算の変更の届出は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該吸収合併の認可の申請と同時にに行われなければならない。

7 法第三百三十七条の三の七の規定による吸収分割が行われる場合における同条第二項に規定する吸収分割承継基金の当該吸収分割の効力が発生する日の属する年度の予算の届出又は予算の変更の届出は、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該吸収分割の認可の申請と同時にに行われなければならない。

第十二条第二項を削り、同条第三項中「前項の規定による承認を受けようとするときは、予算の流用」を「予算で指定する経費の金額について予算の流用をする場合」に、「予備費の使用にあつては」を「予

算で指定する経費の金額について予備費を使用する場合にあつては」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十条中「第十四条の四第二項第一号及び第三号」を「第八条第六項及び第七項」に改め、同条の表

第八条第一項の項から第八条第四項の項までを次のように改める。

<p>第八条第二項</p>	<p>第二十七条</p>	<p>第五十一条において準用する令第二十七条</p>
<p>第八条第二項</p>	<p>加入員 届書</p>	<p>申請書 会員並びに中途脱退者及び解散基金加入員</p>
<p>第八条第三項</p>	<p>令第二十七条 規定による</p>	<p>令第五十一条において準用する令第二十七条 規定により</p>
<p>届出</p>	<p>届出</p>	<p>認可を受けようとするとき</p>

		届書	申請書
第八条第四項	第四条第二項	届書	第二十条において準用する第四条第二項 申請書
第八条第五項	届出	届書	認可の申請

第二十条の表第十二条第一項の項の次に次のように加える。

第十二条第二項	金額について予算の流用をする場合にあっては	金額については、厚生労働大臣の承認を受けなければ、相互流用し、又はこれに予備費を使用することができない。この場合において、予算の流用をするときは
	予算で指定する経費の金額について 予備費の使用をする場合にあっては	予備費を使用するときは

(会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律施行規則（平成十二年労働省令第四十八号）の一部



を次のように改正する。

第五条の表以外の部分及び同表第一条本文の項並びに第六条の表以外の部分及び同表第一条本文の項中「第一条本文」を「第一条各号列記以外の部分」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第七条 第一条から第四条までの規定は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三百二十七条の三の七第一項に規定する吸収分割について準用する。この場合において、これらの規定（第一条各号列記以外の部分及び同条第二号を除く。）中「分割会社」とあるのは「分割基金」と、「承継会社等」とあるのは「承継基金」と、「分割契約等」とあるのは「吸収分割契約」と、「会社分割」とあるのは「基金分割」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条各号列記以外の部分	会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三百二十七条の三の十三において準用する会社分割に伴う労働契約の承継
--------------	-----------------------	--

		等に関する法律
第一条第二号	<p>法第二条第一項の分割（以下「会社分割」</p> <p>同条第二項の会社（以下「分割会社</p> <p>同条第一項の分割契約等（以下「分割契約等</p> <p>同条第一項の承継会社等（以下「承継会社等</p> <p>分割契約等に係る会社分割</p> <p>分割会社から承継会社等</p>	<p>国民年金法第三百三十七条の三の七第一項の吸収分割（以下「基金分割</p> <p>同条第二項の吸収分割基金（以下「分割基金</p> <p>同項の吸収分割契約（以下「吸収分割契約</p> <p>同項の吸収分割承継基金（以下「承継基金</p> <p>吸収分割契約に係る基金分割</p> <p>分割基金から承継基金</p>
第一条第四号	<p>商号、住所（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百六十三条第一</p>	<p>名称、主たる事務所の所在地</p>

項に規定する新設分割設立会社にあ  
つては所在地)

## 第二章 経過措置

(個人型年金加入者となることができる企業型年金加入者の資格を取得した場合の個人別管理資産を移換しないことの申出)

第六条 個人型年金加入者（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第十項に規定する個人型年金加入者をいう。以下同じ。）が、確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十号。以下「平成二十八年改正政令」という。）第七条に規定する経過期間（以下単に「経過期間」という。）に、新たに企業型年金（法第二条第二項に規定する企業型年金をいい、その企業型年金規約（法第四条第三項に規定する企業型年金規約をいう。）において企業型年金加入者（法第二条第八項に規定する企業型年金加入者をいう。以下同じ。）が個人型年金加入者となることができることを定めているものに限る。以下この条及び次条において同じ。）の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、平成二十八年改正政令第七条の

規定によりその個人型年金（法第二条第三項に規定する個人型年金をいう。以下同じ。）の個人別管理資産（法第二条第十二項に規定する個人別管理資産をいう。以下同じ。）を移換しないことの申出をする場合には、当該個人型年金加入者が企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した日（当該資格を取得した日に申し出ることが困難であることについて正当な理由があるときは当該資格を取得した日から五日以内であつて経過期間内の日）に、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等（法第十七条に規定する企業型記録関連運営管理機関等をいう。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。

一 個人型年金の個人型記録関連運営管理機関（法第六十六条第三項に規定する個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。）の名称、住所及び登録番号

二 個人型年金の個人別管理資産を移換しない旨

2 企業型年金を実施する事業主は、平成二十八年改正政令第七条の規定に係る個人別管理資産の移換に関する事項について、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した者（経過期間に資格を取得した者に限る。）に説明しなければならない。

3 前二項の規定は、個人型年金運用指図者（法第二条第十一項に規定する個人型年金運用指図者をいう。以下同じ。）が、経過期間に、新たに企業型年金の企業型年金加入者の資格を取得した場合において、平成二十八年改正政令第八条の規定によりその個人型年金の個人別管理資産を移換しないことの申出をする場合に準用する。

（個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でもある企業型年金加入者が企業型年金加入者の資格を喪失した場合の個人別管理資産の移換の申出等）

第七条 企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であつて、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金加入者である場合において、平成二十八年改正政令第九条の規定によりその企業型年金の個人別管理資産の移換の申出をする場合には、当該企業型年金加入者がその資格を喪失した日（当該資格を喪失した日に申し出ることが困難であることについて正当な理由があるときは当該資格を喪失した日から五日以内であつて経過期間内の日）に、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を連合会（法第二条第五項に規定する連合会をいう。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。

一 当該企業型年金を実施する事業主及び当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の名称、住所及び登録番号

二 企業型年金の個人別管理資産を移換する旨

2 前項に規定する場合において、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び個人型年金の個人型特定運営管理機関（第一条の規定による改正後の確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号。以下「改正後確定拠出年金法施行規則」という。）第六十六条第二項に規定する個人型特定運営管理機関をいう。以下同じ。）は、連合会の指示があつたときは、速やかに平成二十八年改正政令第九条の移換の申出をした者の改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項各号又は第五十六条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型記録関連運営管理機関に通知するものとする。

3 平成二十八年改正政令第九条に規定する場合においては、企業型年金の資産管理機関は、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等の指示に基づいて、速やかに、同条の規定による個人別管理資産の移換及び返還資産額（法第三条第三項第十号に規定する返還資産額をいう。次項及び第七項において同じ。）に相当する金銭の当該企業型年金を実施する事業主への返還（次項に規定する場合に限る。）を行うも

のとする。

4 企業型年金の加入者資格を喪失した者について返還資産額があるときは、その者に係る平成二十八年改正政令第九条の規定により当該企業型年金の資産管理機関が移換すべき個人別管理資産は、当該返還資産額を控除した額に相当する資産とする。

5 連合会は、平成二十八年改正政令第九条の規定により個人別管理資産が連合会に移換されたときは、その旨を当該個人別管理資産が移換された者に通知しなければならない。

6 企業型年金を実施する事業主は、平成二十八年改正政令第九条の規定に係る個人別管理資産の移換に関する事項について、その実施する企業型年金の企業型年金加入者の資格を喪失した者（経過期間に資格を喪失した者に限る。）に説明しなければならない。

7 個人型記録関連運営管理機関は、平成二十八年改正政令第九条の規定により企業型年金から個人別管理資産の移換が行われたことがある個人型年金加入者について、当該企業型年金を実施する者の名称、住所並びにそれらの資格の取得及び喪失の年月日並びに当該資産の移換が行われた年月日、移換額、事業主への返還資産額その他移換に関する事項を当該個人型年金加入者に係る法第六十七条第二項に規定する帳簿

に記録しなければならない。

8 企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等及び資産管理機関、連合会並びに個人型年金の個人型記録関連運営管理機関及び個人型特定運営管理機関は、第一項から前項までの規定の実施のために必要な行為を行うときは、法令に別段の定めがある場合を除き、速やかに、その行為を行うものとする。

9 第一項から前項までの規定は、企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であつて、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金運用指図者である場合において、平成二十八年改正政令第十条の規定によりその企業型年金の個人別管理資産の移換の申出をする場合に準用する。この場合において、第二項中「通知」とあるのは、「通知するものとする。ただし、第十項の規定により当該申出をした場合にあつては、当該企業型年金の企業型記録関連運営管理機関等は、連合会の指示があつたときは、速やかに、平成二十八年改正政令第十条の移換の申出をした者の改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項各号に掲げる事項を個人型年金の個人型特定運営管理機関に通知」と読み替えるものとする。

10 企業型年金の企業型年金加入者が、経過期間に、当該企業型年金加入者の資格を喪失した場合であつて



、新たに企業型年金加入者の資格を取得せず、かつ、引き続き個人型年金運用指図者である場合において、当該企業型年金の企業型年金加入者であった者が、その企業型年金の個人別管理資産について法附則第三条第一項の脱退一時金の請求をする場合においては、平成二十八年改正政令第十条の規定による当該企業型年金の個人別管理資産の移換の申出を同時に行うものとする。

11 経過期間における改正後確定拠出年金法施行規則第六十九条第三項の規定の適用については、同項中「第八十三条まで」とあるのは、「第八十三条まで並びに確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第三百十号）第九条及び第十条」とする。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行し、第四条の規定による改正後の国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令第八条及び第十二条（これらの規定を同令第二十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、国民年金基金又は国民年金基金連合会の平成二十九年度

の予算から適用する。ただし、附則第五条の規定は、この省令の公布の日から施行する。

（企業型年金加入者等原簿及び個人型年金加入者等原簿の作成及び保存に係る経過措置）

第二条 改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第十一号及び第五十六条第一項第十一号並びに第二条の規定による改正後の公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされ、同項の規定により読み替えて適用する同令第三条の規定による改正前の確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第十二号及び第五十六条第一項第十二号の規定は、平成三十年一月一日以後に行われる法第五十四条（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による資産の移換又は法第五十四条の二（同項及び同法附則第三十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第七十四条の二（同法附則第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による脱退一時金相当額等の移換について適用する。

(加入者等への通知事項に係る経過措置)

第三条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十一条第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

(老齢給付金の裁定の請求等に係る経過措置)

第四条 改正後確定拠出年金法施行規則第二十二條の二第三項及び第四項の規定(改正後確定拠出年金法施行規則第五十九条において準用する場合を含む。)は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。この場合において、企業型年金加入者であった者(二以上の記録関連運営管理機関等(企業型記録関連運営管理機関等又は個人型記録関連運営管理機関をいう。以下同じ。))又は連合会において法第三十三条第一項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間を有する者であつて、同項各号に掲げるもののうち、当該請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等が有する同項の通算加入者等期間の算定の基礎となる期間が当該各号に定める年数又は月数未満であるものに限る。以下この条において同じ。)は、老齢給付金の支給を請求する企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行した加入者等期間証明書を、老齢給付金の支給を請求する企業型記録関連運営管理機関等に提出す

るものとする。

2 前項の加入者等期間証明書には、次の各号に掲げる当該老齢給付金の支給の請求を受けた企業型記録関連運営管理機関等以外の記録関連運営管理機関等又は連合会が発行する場合に応じ、当該各号に掲げる事項を記載するものとする。

一 当該請求者に係る記録関連業務を行う企業型記録関連運営管理機関等 当該請求者の氏名並びに当該者に係る改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十七号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

二 当該請求者に係る記録関連業務を行う個人型記録関連運営管理機関又は連合会 当該請求者の氏名並びに当該者に係る改正後確定拠出年金法施行規則第五十六条第一項第一号、第二号、第三号（法第四章

の規定により個人別管理資産の移換が行われた他の企業型年金又は個人型年金の資格の取得及び喪失の年月日の部分に限る。）、第七号、第八号（法附則第二条の二及び第三条の規定による脱退一時金を支給した年月日の部分に限る。）、第十一号（資産又は脱退一時金相当額等の移換が行われた年月日、通算加入者等期間に算入された期間並びに当該算入された期間の開始年月及び終了年月の部分に限る。）及び第十六号に掲げる事項その他当該老齢給付金の裁定に必要な記録に関する事項

3 第一項の加入者等期間証明書は、同項の企業型年金加入者であった者からの請求に基づき発行されるものとする。

4 第一項の場合における改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項、第二十六条第一項及び第五十六条第一項の規定の適用については、改正後確定拠出年金法施行規則第十五条第一項第十四号中「第二十二條の二第四項の規定により提供された」とあるのは「確定拠出年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第百五十九号。第二十六条第一項第六号及び第五十六条第一項第十四号において「平成二十八年改正省令」という。）附則第四条第三項に基づき発行された加入者等期間証明書」と、第二十六条第一項第六号中「第二十二條の二

第四項の規定により提供した記録」とあるのは「平成二十八年改正省令附則第四条第三項に基づき発行した加入者等期間証明書」と、第五十六条第一項第十四号中「第五十九条において準用する第二十二條の二第四項の規定により提供された記録」とあるのは「平成二十八年改正省令附則第四条第三項に基づき発行された加入者等期間証明書」とする。

5 第一項の場合における個人型年金の給付についての前各項の規定の適用については、第一項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、「企業型記録関連運営管理機関等が」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関が」と、「企業型記録関連運営管理機関等に」とあるのは「個人型記録関連運営管理機関に」と、第三項中「企業型年金加入者」とあるのは「個人型年金加入者」と、前項中「附則第四条第三項」とあるのは「附則第四条第五項において読み替えられた同条第三項」とする。

(個人型年金加入者の申出に係る経過措置)

第五条 確定拠出年金法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正後の確定拠出年金法第六十二条第一項の規定により個人型年金加入者となろうとする同項各号に掲げる者は、施行日前においても、改正後

確定拠出年金法施行規則第三十九条の規定の例により、個人型年金加入者の申出書を提出することができ  
る。この場合において、当該申出書は、施行日において同条の規定により提出されたものとみなす。

(様式に関する経過措置)

第六条 改正後確定拠出年金法施行規則様式第八号は、施行日以後に終了する事業年度に係る報告書につい  
て適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。